

## 第4章 国民と防衛省・自衛隊

「防衛力」は、国の安全を守る最後の「砦」であり、現実的には他に代わる手段は存在しない。

わが国において防衛力を担う防衛省・自衛隊はさまざまな組織で構成されているが、その組織が機能を十分に発揮するためには、優れた能力を持つ隊員と最先端の装備品やシステムを保持し、これらが一体となって機能することはもちろんのこと、これらの装備品やシステムを生み出す技術力、生産力などが盤石であり、かつ防衛省・自衛隊の取組に対する国民や地域社会の理解と協力を得ることが必要不可欠である。

このような観点から、本章では、第1節において防衛省・自衛隊の組織編成と隊員の採用、教育訓練、人事施策、さらには退職から再就職までの一連の流れについて説明し、第2節において自衛隊が使用する各種装備品の取得や整備などに関する課題と取組について説明し、最後に第3節において国民の理解と協力を得るために、地域社会や国民との間で行っている防衛省・自衛隊のさまざまな活動などについて説明する。

### 第1節 防衛力を支える組織と人的基盤

わが国において防衛力の中心的役割を担うべく創設された自衛隊は、防衛力を効果的に発揮するために必要な各種機能を備えたさまざまな部隊・機関で構成されている。

また、近年の安全保障環境下では、任務の多様化・国際化、さらには科学技術の発達にともなう各種装備の高

度化に柔軟に対応することが求められているため、以前に増して質の高い人材の確保・育成、教育や訓練の実施などのいわゆる「人的基盤」の充実が重要となっている。

本節では、防衛省・自衛隊の組織の「姿」について説明した上で、隊員の募集・採用、日々の教育や訓練の状況など、「人的基盤」の確立のための取組について説明する。

## 1 防衛力を支える組織

### 1 防衛省・自衛隊の組織

防衛省・自衛隊<sup>1</sup>は、わが国の防衛という任務を果たすため、実力組織である陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）を中心に、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、情報本部、技術研究本部、装備施設本部、防衛監察本部など、さまざまな組織で構成されている。（図表Ⅲ-4-1-1・2参照）

### 2 防衛大臣を補佐する体制

防衛大臣は、防衛省の長として国の防衛に関する事務を分担管理し、自衛隊法の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。その際、防衛副大臣と二人の防衛大臣政務官が防衛大臣を補佐する。また、防衛大臣への進

言を行う防衛大臣補佐官や、防衛省の所掌事務に関する基本的な方針について審議する防衛会議が置かれている。さらに、防衛大臣を助け、省務を整理し、各部局および機関の事務を監督する防衛事務次官が置かれている。



部隊視察中の防衛大臣



安住前副大臣離任行事



小川現副大臣着任行事



部隊視察中の松本政務官

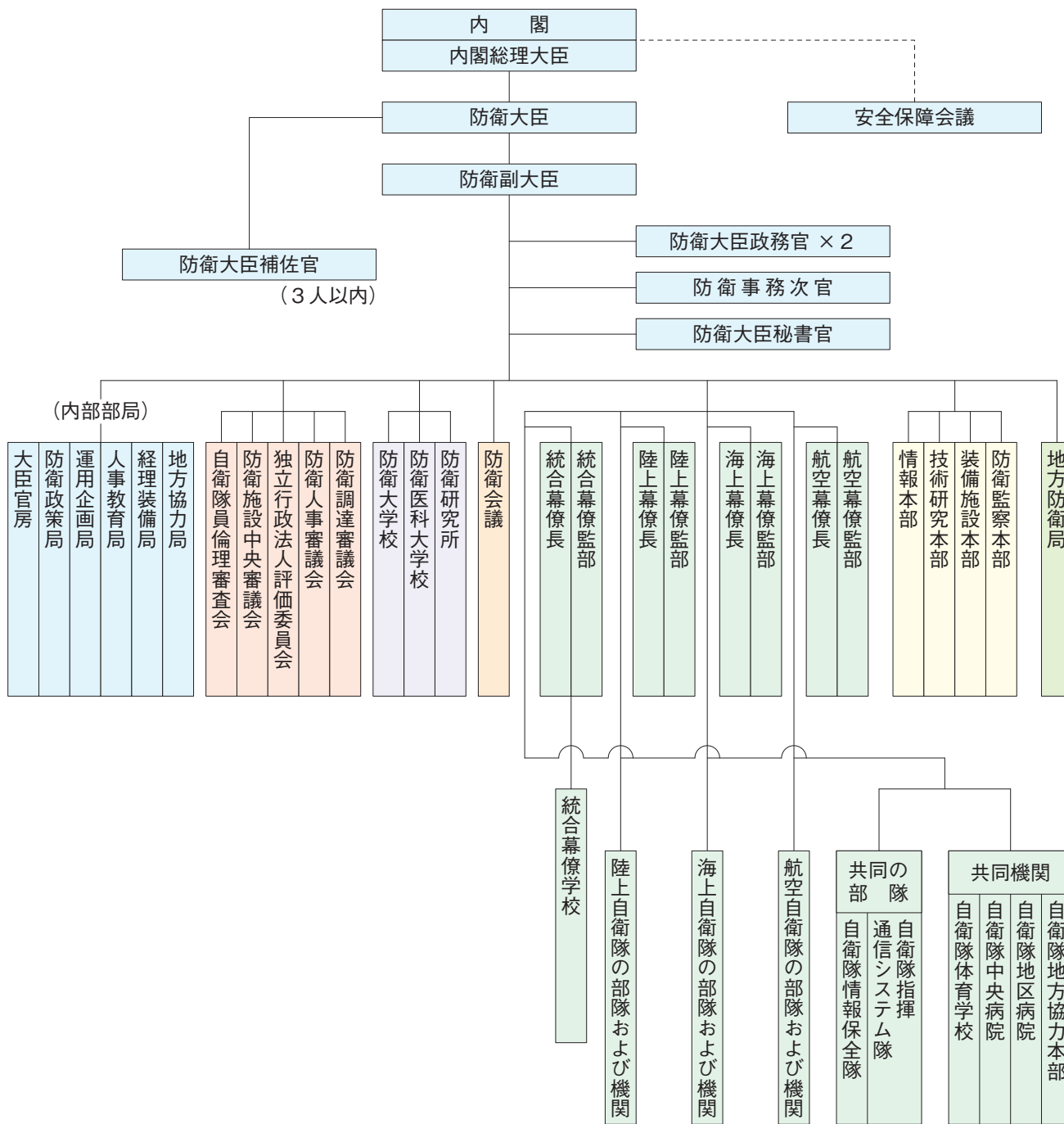


部隊視察中の広田政務官

<sup>1</sup> 防衛省と自衛隊は、ともに同一の防衛行政組織である。「防衛省」という場合には、陸上・海上・航空自衛隊の管理・運営などを任務とする行政組織の面をとらえているのに対し、「自衛隊」という場合には、わが国の防衛などを任務とする、部隊行動を行う実力組織の面をとらえている。

図表Ⅲ-4-1-1 防衛省の組織図

(平成22年度末)



(臨時または特例で置くものを除く。)

図表Ⅲ-4-1-2 防衛省の組織の概要

組 織	概 要
陸上自衛隊 (巻末の「主要部隊 などの所在地」参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○方面隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の師団および旅団やその他の直轄部隊（施設団、高射特科群など）をもって編成</li> <li>・5個の方面隊があり、それぞれ主として担当する方面の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○師団および旅団                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・戦闘部隊と戦闘部隊に対し後方支援を行う後方支援部隊などで編成</li> </ul> </li> </ul>
海上自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛艦隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・護衛艦隊、航空集団（固定翼哨戒機部隊などからなる。）、潜水艦隊などを基幹として編成</li> <li>・主として機動運用によってわが国周辺海域の防衛にあたる。</li> </ul> </li> <li>○地方隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・5個の地方隊があり、主として担当区域の警備および自衛艦隊の支援にあたる。</li> </ul> </li> </ul>
航空自衛隊 (同上)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○航空総隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・3個の航空方面隊および南西航空混成団を基幹として編成</li> <li>・主として全般的な防空任務にあたる。</li> </ul> </li> <li>○航空方面隊                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空団（戦闘機部隊などからなる。）、航空警戒管制団（警戒管制レーダー部隊などからなる。）および高射群（地对空誘導弾部隊などからなる。）などをもって編成</li> </ul> </li> </ul>
防衛大学校 (神奈川県横須賀市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幹部自衛官となるべき者の教育訓練（一般の大学と同様の大学設置基準に準拠した教育を含む。）を行う。</li> </ul> </li> <li>○一般大学の修士および博士課程に相当する理工学研究科（前期および後期課程）および総合安全保障研究科（前期および後期課程）を設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を修得させるための教育訓練を行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛医科大学校 (埼玉県所沢市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医師である幹部自衛官となるべき者を教育訓練するための機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練（学校教育法に基づき医学教育を行う大学の設置に準拠した教育を含む。）を行う。</li> </ul> </li> <li>○学校教育法に基づく医学研究科博士課程に相当する医学研究科を設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度の理論および応用についての知識ならびにこれらに関する研究能力を習得させるための教育訓練を行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛研究所 (東京都目黒区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省のいわばシンクタンクに当たる機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自衛隊の管理および運営に関する基本的事項の調査研究を行う。</li> <li>・戦史に関する調査研究および戦史の編さんを行う。</li> <li>・幹部自衛官その他の幹部職員の教育などを行う。</li> <li>・付設の図書館では、歴史的に価値のある書籍や資料などを管理</li> </ul> </li> </ul>
情報本部 (東京都新宿区など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軍事情報の収集・分析を行う防衛省の中央情報機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・警戒監視活動により入手する情報、画像情報、電波情報など、各種の軍事情報を収集し、総合的な分析・評価を加えた上で、省内各機関に対する情報提供を実施する。</li> <li>・本部と6つの通信所で構成</li> </ul> </li> </ul>
技術研究本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○装備に関する研究開発を一元的に行う機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・各自衛隊の運用上の要求などに応じて研究開発を行う。</li> <li>・対象となる分野は、各自衛隊が使用する火器・車両、船舶、航空機をはじめとして核・生物・化学兵器（NBC）対処や被服に至るまで幅広い。</li> </ul> </li> </ul>
装備施設本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自衛隊の任務遂行に必要な装備品などの調達契約事務および建設工事の実施事務（一部）を一元的に行う機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要な装備品などとは、火器・弾薬、燃料、誘導武器、船舶、航空機、車両など</li> <li>・建設工事の実施事務のうち、技術的基準の作成、計画の審査などを行う。</li> </ul> </li> </ul>
防衛監察本部 (東京都新宿区)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○防衛省・自衛隊の業務全般について独立した立場からチェックする機関                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・防衛大臣の命令を受けて、法令遵守の観点から、独立した立場で防衛省・自衛隊における職務遂行が適正に行われているかを全国的にチェックする。</li> </ul> </li> </ul>
地方防衛局 (全国8か所)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地方における防衛行政全般についての機能を担う地方支分部局                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方における施設行政、装備品の調達、地方公共団体および地域住民の理解および協力の確保にかかわる事務を行う。</li> <li>・北海道、東北、北関東、南関東、近畿中部、中国四国、九州、沖縄の8局</li> </ul> </li> </ul>

なお、平成23年度には、防衛大臣をはじめとする政務三役の補佐体制に万全を期すため、事務次官級である「防衛審議官」を新設することとしている。「防衛審議官」は、近年の安全保障環境の変化にともない、政策官庁としての防衛省・自衛隊の業務、特に米国その他諸外国との対外関係業務の増大が著しい現状を踏まえ、防衛省内の各部局を横断する事務を高いレベルから総括整理し、米国その他諸外国の事務方のトップレベルの者と、省全体にまたがる重要政策について着実に交渉などを行っていく職として新設するものである。

そのほか、防衛大臣を補佐する機関として、内部部局、統合幕僚監部（統幕）および陸上・海上・航空幕僚監部（陸・海・空幕）が置かれている。内部部局は、自衛隊の業務の基本的事項を担当し、官房長および各局長はその所掌に応じて、防衛大臣が統合幕僚長（統幕長）や陸上・海上・航空幕僚長（陸・海・空幕長）に対し行う指示・承認などについて補佐する。統幕は、自衛隊の運用に関する防衛大臣の幕僚機関であり、統幕長は、自衛隊の運用に関して軍事専門的観点から防衛大臣の補佐を一元的に行う。また、陸・海・空幕は運用以外の各自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関であり、陸・海・空幕長は、こうした隊務に関する最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

参照 Ⅱ部1章3節（P148）

### 3 地方における防衛行政の拠点

防衛省と地方との関係は、防災への対応や国民保護に関する取組、防衛施設の安定的な使用といった観点からますます重要になっている。このため防衛省は、07（平成19）年9月、防衛施設庁の廃止・統合の際に、防衛施設庁の地方支分部局である防衛施設局と装備本部の地方機関を統合し、防衛政策にかかわる地方との調整・協議といった、地方における防衛行政全般についての拠点を担う「地方防衛局」を地方支分部局として設置した。

地方防衛局は、防衛省全体の事務を円滑かつ効果的に実施するため、防衛省の施策や米軍再編に関連した地方説明、さらには防衛施設の整備にともなう各種の地元調整といったさまざまな業務（地方協力確保事務）を行って地方公共団体や地域住民の理解と協力を得ている。



地方公共団体に対する防衛白書説明の様子

## 2 防衛省改革

### 1 改革の背景・経緯

防衛省改革は、国民の信頼を確保し、与えられた任務を適切に遂行することができる組織としていくことが本旨であり、これまで不祥事案の再発防止や、中央組織の改編を含む防衛省改革に取り組んできた。

近年、防衛省・自衛隊に対する国民からの信頼を揺るがす、さまざまな事案を生起させたことに対して、07（平成19）年に「防衛省改革会議」が官邸に設置され、08

（同20）年に報告書がとりまとめられた。防衛省は、この報告書において示された基本的方向に従い、規則遵守の徹底や全体最適をめざした任務遂行優先型の業務運営の確立などに取り組むとともに、09（同21）年には防衛大臣を補佐する体制を強化し、文民統制の徹底を図るため、防衛会議の法律上の新設や、防衛大臣補佐官の新設などを行った。

参照 資料69（P525、526）

## 2 新政権における防衛省改革の方針

09(同21)年9月の政権交代を踏まえ、防衛省改革については、国民から負託を受けた現政権の視点で見直す必要があるとの判断から、改めて議論し直すこととし、防衛大臣を含む政務三役主導のもと、新政権としての新たな防衛省改革を実現すべく、旧政権下の改革案を精査し、有識者との懇談会など検討を重ねた上で、10(同22)年6月、新政権として取り組むべき防衛省改革の方針を示す「防衛省改革に関する防衛大臣指示」(「検討の柱」)を策定した。

「検討の柱」の概要は、以下のとおりである。

新政権として防衛省改革を推進するにあたっては、不祥事案の再発防止の観点からは当然のこととし、それにとどまらず、シビリアン・コントロールの実効性を確保しつつ、防衛省を取り巻く環境に対応して防衛行政を効果的・効率的に推進するとの観点から改革を進めていく。

### ○ 中央組織改革

シビリアン・コントロールは防衛政策の根幹であり、これを確保するためには、その主体であり政治家たる防衛大臣に対する、文官および自衛官各々の専門性を十分に生かした補佐体制が必須。このため、内部部局が省としての意見集約を図る一方で、防衛大臣が文官および自衛官各々の専門性を生かした組織的意見を聴くことができる仕組は妥当なものであると考える。このような観点から、運用部門や防衛力整備部門における内部部局および幕僚監部への一元化や文官と自衛官の混合化について再検討する。

一方、内部部局および幕僚監部という二元的組織構造に由来する不具合の是正のための検討を行う。運用部門においては、内部部局と統合幕僚監部の業務の重複を避け、文官と自衛官の協働を確保しつつ意思決定の迅速化を図るため、事態ごとのシミュレーションを行いながら、業務のあり方について検討する。また、防衛力整備部門においては、予算配分の硬直化を避け防衛力整備の効率化を図ることも視野に入れつつ、真に実効的な防衛力を構築するための業務のあり方について検討する。

### ○ 取得改革

契約における公正性・透明性の確保に十分留意するとともに、それにとどまらず装備品の維持・整備分野における改革や防衛産業・技術基盤の確保なども含め、総合的に検討する。

### ○ 人材の確保・育成

優秀な隊員を確保するとともに、倫理マインドと幅広い視野を持ちつつ高い規律を保持した隊員を育成するための施策を検討する。

### ○ これまで実施してきた不祥事案の再発防止策の取扱い

防衛省改革会議の報告書に基づき実施してきた不祥事案の再発防止策については、引き続き実施することとするが、最近の防衛省・自衛隊における不祥事案も踏まえ、さらなる対策が必要か否かについて検討する。

参照▶資料70(P526)

## 3 現在の検討状況

「検討の柱」に沿って防衛省改革を推進するため、10(同22)年8月、政務三役および防衛大臣補佐官のほか、内部部局や各幕僚監部をも含めた全省的な推進体制として「防衛省改革推進会議」を設置し、第1回会議を開催した。この会議において、「検討の柱」に基づき実施していく具体的な施策をとりまとめた。(図表Ⅲ-4-1-3参照)

防衛省では、中央組織改革については事態対処シミュレーションの実施など、取得改革については「防衛生産・技術基盤研究会」の設置など、人材の確保・育成については看護師養成課程の4年制化に向けた準備などを行うとともに、航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の調達にかかる談合事案の調査結果を踏まえた改善措置や秘密保全の徹底といった不祥事再発防止策を講じるなど、防衛省改革推進会議においてとりまとめられた具体的な施策に取り組んでいるところである。

さらに、「防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会」などが防衛省改革推進会議と密接に連携して、各々の検討を進めている。

図表Ⅲ-4-1-3 「検討の柱」に基づく具体的検討項目

検討項目		検討内容（概要）
1 中央組織改革について（二元的組織構造に由来する不具合の是正）		
運用部門	①運用業務態勢の検討	○ 意思決定から事態対処にわたる大臣補佐の在り方についてシミュレーションにより検証
防衛力整備部門	②実効的な防衛力整備業務の在り方	○ 現在の安全保障環境に対応した防衛力を効果的に整備し、適切な予算配分及びその執行に資するため、防衛力整備にかかる諸計画体系を見直し
意思統一の迅速化・効率化	③運用業務態勢の検討	【再掲】（1-①）
UC一体性の醸成	④UC協働の在り方の検討	○ 内局・各幕のみならず他省庁等におけるUCの勤務実態を十分に調査し、それを共通の認識として、今後のUC協働のための方策を検討（内局勤務自衛官の定員化に関する議論を含む）
	⑤人事交流及び研修内容の充実の検討	○ UCの一体性と相互理解を促進するため、若い時期における人事交流や研修内容について検討
	⑥国際協力活動に伴伴する内局連絡調整要員等の派遣	○ 内局から連絡調整要員等の派遣の必要がある場合には積極的に実施。所要の要員の定員化等の措置を講ずる
2 取得改革について		
	①契約における公正性・透明性の確保	○ 空自第1補給処における談合事案も踏まえ、契約におけるより一層の透明性・公正性を担保する施策を検討
	②装備品の維持・整備分野における改革	○ 限られた資源の中で最大の能力を発揮できる調達・維持・整備の手法の実現に向けた施策を検討
	③防衛産業・技術基盤の確保	○ 「選択と集中」の考え方に基づき、重点を置いて維持・育成すべき防衛生産・技術分野を明確化し、その活性化のための施策を検討
3 人材の確保・育成について		
	①新たな人事評価システムの検討	○ 個々の隊員の能力及び実績を適切に把握・評価し、それに基づく適材適所の人事配置、適切な給与処遇及び人材育成の更なる徹底を図る必要から、人事管理の基礎となるツールとしての機能を適切に果たし得る新たな人事評価システムを構築するための検討
	②幹部の年齢構成の見直し、上級曹長階級の創設、（幹部と曹士の）別建て俸給表等	○ 自衛隊の精強性を確保するため、幹部の年齢構成を見直し、高齢での登用を廃止し若い幹部の登用を拡大する一方、早期退職が可能な枠組みについて検討 ○ 曹士の勤務意欲を向上させるため、曹士の目標となる階級として「上級曹長」を創設するとともに、昇任インセンティブの働きやすい俸給表を幹部とは別建てで構築することについて検討
	③教育に関する統一のとれた基本的な方針の策定	○ 自衛隊法に規定する服務の本旨や「自衛官の心がまえ」を踏まえた隊員教育に関する基本的な「指針」に係る大臣通達を発出するとともに、通達内容を補足する通知文書を発出
	④最近の不幸事案を踏まえた教育内容の見直し	○ 最近の不幸事案の再発防止対策のため、これまでの大小の不幸事案に対する教訓・反省も踏まえ、教育上の根本的要因を明らかにするための検証を行い、教育上の要因を分析・細部分類した後に、各々の要因を排除することを可能とする教育内容を検討
	⑤人事管理（事務官）の在り方の検討	○ 幅広い視野を持つ優秀な隊員を育成するとともに、中央と地方との間の人事異動の適正化を図る観点から、事務系職員の人事管理の在り方を検討
	⑥人事交流及び研修内容の充実の検討	【再掲】（1-⑤）

検討項目	検討内容（概要）
⑦防衛政策の立案機能の強化に資するための人材確保及び配置	○ 特に業務量の増大の著しい、地元との調整を含む在日米軍再編関連業務等、日米同盟の一層の強化に資する業務、アジア地域における防衛交流・安全保障協力の推進に資する業務及び国際平和協力活動、海賊対処行動等自衛隊の国際活動に資する業務について、これらの政策の立案の幹となる定員の優先的確保及び補職等
⑧国防組織等に関する研究に従事する国内研究者との意見交換及び人脈構築	○ 様々な側面から防衛政策を論ずる研究者が一堂に会する場など、国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する国内研究者と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
⑨国防組織等に関する研究に従事する外国人研究者等との意見交換及び人脈構築	○ 国防組織を含む安全保障に関する研究に従事する外国人研究者等と積極的に意見交換し得る機会を設けるとともに、長期的につながりうる人脈を構築
⑩看護師養成課程の4年制化	○ 任務を適切に遂行しうる資質の高い看護師の確保及び育成を図る観点から、看護師養成課程の4年制化の実現に向けた検討
⑪医官等教育の強化	○ 医官等教育の充実強化策（国際貢献等の実務経験のある医官が一定期間防衛医大で教育を実施する体制の整備、総合診療及び救急診療の教育体制の充実強化等）について検討
<b>4 これまで実施してきた不祥事再発防止策の取扱いについて</b>	
①最近の不祥事案を踏まえた教育内容の見直し	【再掲】（3-④）
②「秘密保全に関する訓令」等の情報保全に関する規則の徹底的周知	○ 隊員一人一人に対し秘密保全訓令等の規則類を理解・習熟させるための教育を継続的に実施するとともに、より効果的に啓発を行う場を整備
③情報保全隊の育成・強化	○ 情報保全機能の強化を図るため、「自衛隊情報保全隊」（21年8月新編）を必要に応じ増員
④秘密指定の厳格化、「秘密指定等適正管理審査会」における厳格な審査の実施	○ 秘の指定者が秘密指定を厳格に行うとともに、秘の指定理由、指定条件の妥当性等について、定期的に部内の専門家が審査・確認を行う体制を構築
⑤情報保全におけるプロ意識の確立	○ 保全教育の充実を図り、保全意識の高い人材を育成するため、「保全教育の実施に関する指針」等に基づき適切な教育がなされているかを定期的に確認
⑥カウンターインテリジェンス対策の強化	○ カウンターインテリジェンスに関する情報を効率的に収集・共有するため、防衛省カウンターインテリジェンス委員会（21年3月設置）を継続的に開催するとともに、内閣官房のカウンターインテリジェンス・センターとも密接に連携を行いつつ、情報保全機能を強化
⑦情報セキュリティ対策の強化	○ ITの重要性が増す中で、情報セキュリティ対策をより一層強化するため、情報保証訓令に基づく遵守状況を確認するとともに、専門要員の養成を実施
⑧契約における公正性・透明性の確保	【再掲】（2-①）
⑨航空自衛隊第1補給処におけるオフィス家具等の事務用品談合事案の解明・再発防止策	○ 空自第1補給処におけるオフィス家具等の調達に係る談合事案に関する調査結果及びオフィス家具以外の調達の状況に関する調査結果等を踏まえ、再発防止策を検討



### 3 防衛省・自衛隊の職員の募集・採用

防衛省・自衛隊が各種任務を遂行するためには、質の高い人材を確保することが必須の条件であり、さまざまな制度を設けて職員の募集・採用を行っている<sup>1</sup>。

参照 資料71 (P527)

#### 1 募集

わが国の防衛という自衛隊の任務の特性上、自衛隊に興味を持つ者、または自衛官になりたいと思う者に対し、国の防衛の担い手という役割、業務や訓練、特殊な生活環境(営内生活等)などを詳細に説明した上で、確固とした入隊意思を持つ優秀な人材を、広く全国から募る必要がある。このため、防衛省・自衛隊は、全国50か所(北海道に4か所、各都府県に1か所)に自衛隊地方協力本部を置き、陸・海・空自衛隊(陸・海・空自)で部隊勤務経験のある自衛官を広報官として配置し、志願者個々のニーズに対応するとともに、職場としての自衛隊に対する学校関係者の理解と、募集相談員などの協力を得ながら、より質の高い隊員を確保するための募集活動を行っている。

また、地方公共団体は、自衛官の募集事務の一部を行うこととされており、防衛省は、そのための経費を地方公共団体に配分している。今後、少子化などにより、募集環境はますます厳しくなることが予想されていることから、地域に密着したこれら地方公共団体、関係機関などによる募集協力が不可欠である。



地方協力本部による募集活動の様子

#### 2 採用

##### (1) 自衛官

自衛官は、志願制度(個人の自由意志に基づく入隊)のもと、さまざまな区分に応じて募集される。採用直後から自衛官の身分を付与されるのは、幹部候補生、一般曹候補生<sup>2</sup>などであり、入隊直後の教育期間中は自衛官としての身分を持たず教育訓練に専念し、教育修了後に自衛官として任官するのは、自衛官候補生<sup>3</sup>、防衛大学校学生、高等工科学学校生徒<sup>4</sup>などである。このうち、高等工科学学校生徒は、従来の陸上自衛隊生徒にかわり、高機能化・システム化された装備品を駆使・運用するとともに、国際社会において自信をもって対応できる自衛官となる者を養成するために、中学校卒業予定者を対象に採用する制度である。

自衛官は、その職務の特殊性のため、一般の公務員とは異なる<sup>5</sup>人事管理を行っている。その中でも、一般の

1 自衛官の募集については<<http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/>>参照  
採用情報については<<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/>>参照

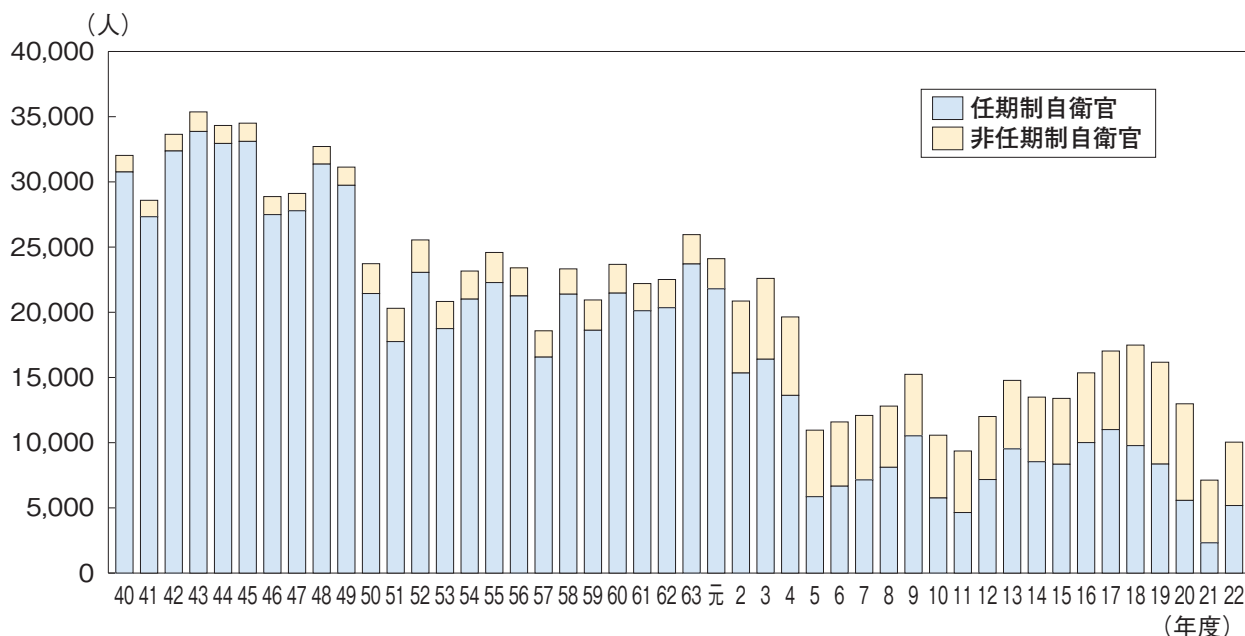
2 最初から定年制の「曹」に昇進する前提で採用される「士」のこと。18歳以上27歳未満(一般曹候補生については24歳未満)の者を曹候補生である自衛官に採用する制度として、平成18年度までに「一般曹候補生」および「曹候補士」の二つの制度を設けていたが、一般曹候補生制度の長所である曹候補生としての自覚の醸成という視点をいかにしながら、曹候補生制度の長所である個人の能力に応じた昇任管理を採り入れた新たな任用制度として、両制度を整理・一本化し、平成19年度の募集から「一般曹候補生」として採用している。

3 自衛官として任官する前に、必要な使命感、責任感、団結心、規律心、法令遵守精神などの心構えを十分にかん養う教育を行うため、「自衛官候補生」として採用し、当該教育を修了した後、2等陸・海・空士である自衛官に任用する、10(平成22)年7月より施行された制度である。

4 平成23年度の採用から、従来の一般試験に加えて、中学校校長などの推薦を受けた者の中から、高等工科学学校生徒として相応しい者を抜選する推薦試験制度を導入した。細部は<<http://www.mod.go.jp/gsd/jieikanbosyu/recruit/10.html>>参照

5 自衛隊員は、自衛隊法に定められた防衛出動などの任務にあたる必要があることから、国家公務員法第2条で特別職の国家公務員と位置づけられ、一般職公務員とは独立した人事管理が行われている。

図表Ⅲ-4-1-4 自衛官採用者数推移 [任期、非任期制別]



公務員と比べて大きく異なる点は、自衛隊の精強さを保つため、「若年定年制」と、2年または3年という期間を区切って採用する「任期制」という制度をとっている点である。採用後、各自衛隊に入隊した自衛官は、各自衛隊の教育部隊や学校で基本的な教育を受け、その間において一人ひとりの希望や適性などに応じた職種が決定され、その後全国の部隊などへ赴任する。

防衛省では、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(07大綱)に基づき、自衛官定数を縮減する中で、熟練性・専門性を重視して「曹」「幹部」の定数を増加させ、「士」の定数を削減してきた。さらに、任期制自衛官の採用・再就職環境が厳しくなったことも考慮し、「非任期制自衛官」(一般曹候補生など)の採用拡大や、士から曹への昇任数確保などが図られ、実員面でも、幹部・曹の充足水準は高い一方で、士は低い充足水準にとどまっている。

この結果、士、特に任期制士が減少し、士は若年者が多いため、その減少により結果として自衛隊全体として年齢構成が高齢化したことから、10(同22)年12月に策定した「平成23年度以降に係る防衛計画の大綱」(新防衛大綱)および「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)」(新中期防)においては、自衛隊の人的構

成について、幹部および准曹の構成比率を引き下げ、体力要素の重要性が高い第一線部隊を中心として、若年の士を増強することとしている。

なお、「士」の採用は、平成元年度の約2万3,000人から平成22年度の約9,600人へと減少する一方、「士」に占める「非任期制」自衛官の割合は平成元年度の6%から平成22年度には55%へと変化している。

(図表Ⅲ-4-1-4参照)

参照 資料72～75 (P527、528)



入隊式の様子

## (2) 即応予備自衛官、予備自衛官、予備自衛官補

### ア 予備の要員を確保する意義

自衛官は、有事などの際は、事態の推移に応じ、必要な自衛官の所要量を早急に満たさなければならない。この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では即応予備自衛官、予備自衛官および予備自衛官補<sup>6</sup>の三つの制度を設けている<sup>7</sup>。中でも、自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的として制度化されたものである。この制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用されるが、近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として日米共同方面隊指揮所演習に参加するなど、各分野で活躍している。

**参照** 資料76 (P529)

### イ 即応予備自衛官制度

陸上自衛隊に導入されている即応予備自衛官は、防衛力の基本的な枠組の一部として、防衛招集命令、国民保護等招集命令、治安招集命令、災害等招集命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された第一線部隊の一員として、現職自衛官とともに任務に就くこととなっている。

即応予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用され、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、必要とされる練度を維持するため、指定された部隊で年間30日の訓練招集に参加している。

### ウ 予備自衛官制度

予備自衛官は、防衛招集命令、国民保護等招集命令、災害招集命令を受けて自衛官となり、後方支援、基地警備などの要員として任務に就くこととなっている。

予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される場合と、予備自衛官補としての教育訓練のすべてを修了した後に任用される場合があり、平素は社会人として各々の職業に従事しつつ、現在は年間5日間の訓練招集に参加して、練度の維持に努めている。

### エ 予備自衛官補制度

自衛官未経験者を対象とする予備自衛官補制度は、防衛基盤の育成・拡大を図り、予備自衛官を安定的に確保し、医療、語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的として制度化されたものである。この制度には、一般と技能の二つの採用区分があり、技能の採用区分では、医療従事者、語学、情報処理などの技能資格者を採用している。

予備自衛官補は、自衛官として勤務するために必要な教育や訓練を修了した後、予備自衛官として任用されるが、近年では、医療従事者の資格で採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、医官として統合防災訓練に参加したり、語学の資格により採用された予備自衛官補が予備自衛官に任用後、通訳として日米共同方面隊指揮所演習に参加するなど、各分野で活躍している。

### オ 雇用企業の協力

予備自衛官などは、平素はそれぞれの職業などに就いているため、必要な技能のレベルを維持するには仕事のスケジュールを調整し、もしくは休暇などを利用して、訓練招集や教育訓練招集に応じる必要がある。したがって、これらの制度を円滑に運用するためには、予備自衛官などを雇用する企業の理解と協力が不可欠である。特に、即応予備自衛官については、年間30日の訓練が必

<sup>6</sup> <<http://www.mod.go.jp/j/saiyou/yobiji/index.html>>参照

<sup>7</sup> 諸外国でも、予備役制度を設けている。

要なため、雇用企業に対して休暇取得に対する配慮など、必要な協力を求めることになる。

このため防衛省は、即応予備自衛官を雇用する企業などの負担を軽減するとともに、即応予備自衛官が安心して訓練に参加できるよう、訓練参加などのために必要な措置を行っている雇用企業などに対し、「即応予備自衛官雇用企業給付金」を支給している。

### (3) 事務官、技官、教官など

防衛省・自衛隊には、自衛官のほか、約2万2,000名の事務官、技官、教官などが隊員として勤務している。これらの隊員は、主に国家公務員採用Ⅰ種<sup>8</sup>、防衛省職員採用Ⅰ種、Ⅱ種、Ⅲ種試験の合格者から採用され、Ⅰ・Ⅱ種採用者は共通の研修を受けたうえで、さまざまな分野で業務を行っている。

事務官は、内部部局での防衛全般に関する各種政策の企画・立案、情報本部での分析・研究、全国各地の部隊や地方防衛局での行政事務（予算、渉外、基地対策など）に従事している。

技官は、各種の防衛施設（司令部庁舎、滑走路、弾薬庫など）の建設工事、戦闘機や艦艇に代表されるさまざまな装備の研究開発、効率的な調達追求などで重要な



勤務中の事務官

役割を果たしている。

教官は、防衛研究所や防衛大学校、防衛医科大学校などで、防衛に関する高度な研究や隊員への質の高い教育を行っている。

技官および教官で、11（平成23）年3月末において、博士号を取得している者は659名である。

なお、これらの事務官などが中心となって職務に従事している防衛省の各機関においても、自衛官としての知識が必要な部門では、事務官などとともに陸上・海上・航空自衛官が各種業務に従事している。

## 4 防衛大学校改革

### 1 改革の背景と経緯

本節の冒頭で述べたとおり、近年の安全保障環境下における任務の多様化・国際化などに対応していくためには、質の高い人材の確保が必要である。特に、自衛隊が真に信頼され、内外で発展していくためには、人的基盤の充実が急務であり、その中心となるのは、自衛隊のリーダーたる幹部自衛官の獲得と育成である。

防衛大学校は、幹部自衛官となるべき者の育成を図り、その卒業生は陸・海・空各幹部候補生学校を経て、自衛

隊幹部の中核となって各地で活躍している。しかしながら、少子化に伴う18歳人口の急激な減少、さらに大学進学率は年々上昇する一方で防衛大学校の応募倍率は低下傾向である。このため、いかにして質の高い学生を確保し続け、自衛隊の高等教育機関として高い規律を維持しつつ、優秀な幹部自衛官を育てていくかについては、きわめて重要な問題である。これらについて検討するため、10（平成22）年9月、防衛大臣指示により「防衛大学校改革に関する検討委員会」が設置された。

<sup>8</sup> 従来、事務系職員のみを国家公務員採用Ⅰ種試験から採用していたが、10（平成22）年4月採用者から、技術系職員のうち主として行政事務に従事することとなっている職員についても、国家公務員採用Ⅰ種試験より採用することとした。その結果、防衛省職員Ⅰ種試験は、主として研究業務に従事する職員を採用するための試験となった。



卒業式の様子



菅内閣総理大臣による訓示

## 2 検討委員会の概要

防衛大臣指示を受け、10（同22）年10月5日の第1回目以降、「防衛大学校改革に関する検討委員会報告書」を大臣へ提出（11（同23）年6月1日）するまで9回の委員会を開催した。

検討委員会では、防衛副大臣（委員長）のもと、防衛大臣政務官（副委員長）、防衛大臣補佐官（委員長補佐）、事務次官、各幕僚長、防衛大学校長などが一同に会して、大臣から示された以下の検討項目について議論した。

- ①自衛隊における防衛大学校の使命と役割の再確認
- ②建学の精神に照らした自己評価
- ③幹部自衛官に相応しい素地を持つ質の高い受験生を確保していくための施策
- ④21世紀に自衛隊が担う役割に対応する優れた知力および体力と豊かな人間性を備えた幹部自衛官を育成するための教育訓練と研究のあり方
- ⑤上記の課題を適切に果たし続けるための態勢のあり方

## 3 検討結果

このような検討を経て防衛大臣に報告した結論および改革の方向性の主なポイントは次のとおりである。

### (1) 新たな防衛大学校の役割

自衛隊を巡る新たな環境のもとで必要とされる幹部自衛官の資質も変化していることから、防衛大学校の教育は新たな時代の要請に応えるべく、建学以来の伝統の上に改良を行うことが必要である。

このため、防衛大学校の新たな役割を以下のように整理した。

- ①「知」「徳」「体」のバランスの良い発展を目指す教育、「廉恥・真勇・礼節」の学生綱領の実践は不変
- ②幅広い任務をグローバルな環境下で遂行するのに不可欠な柔軟な思考力・知的基盤のかん養
- ③公開講座や講演、出版などを通じた安全保障に関する知識の社会的発信
- ④防衛大学校が地域の誇りとして認識され、その理解のもと、高等教育機関・研究機関としての役割を果たしていくための地域社会との連携

### (2) 教育理念の明示

防衛大学校は、上記の役割を果たし、幹部自衛官となるべき人材を輩出し、わが国における防衛・安全保障分野の第一級の高等教育・研究機関として発展していく必要がある。このため「建学の精神」に立ち返りつつ、新たな時代の要請に応えていくために教育理念を次のとおりとした。

- ①わが国の平和と独立を守り、国際社会の安定に寄与する自衛隊のリーダーを養成する。
- ②「真の紳士淑女にして、真の武人」というように、リーダーに相応しい豊かな人間性をかん養する。「廉恥・真勇・礼節」の学生綱領をその中軸とする。
- ③伸展性のある「知」・「徳」・「体」のバランスのとれた基盤的素養を養う。広い視野と科学的思考力を特に重視する。
- ④国際社会の中での日本の防衛力を担う強い志と使命感を確立し、幹部自衛官として必要な基本的識能を身につける。

### (3) 人材確保のための施策

幹部自衛官となるべき優秀な若者を集めるため、以下の施策を実施する。

- ①入試制度改革
  - ア AO (アドミッション・オフィス) 方式による総合選抜入試を平成24年度試験から導入し、「知」のみならず「徳」「体」に優れた実績、入校意思、自衛官への任官意欲も重視した選抜を実施する。
  - イ 現行一般入試に加え、2月から3月にかけて実施する新型一般入試を平成24年度試験から導入し、より多くの受験生に受験機会を提供する。
  - ウ 平成24年度試験より、一般入試の一次試験(現在11月に実施)を可能な限り後ろ倒しして実施し、受験準備に合致させるほか、平成23年度試験より、面接を重視し、資質・入校意欲を従来以上に考慮する。

#### ②多様な人材の確保

さらに、理工系の高い水準の教育を実施している高等専門学校の卒業生を、一般の大学で行われているように一般教育に関しては理系の3学年相当程度に編入させる施策を、早ければ平成25年度の導入を目指し検討する。

### (4) 教育訓練、研究の充実

基盤教育を充実させるため、基礎学力と基礎体力の指導を強化するほか、資質人格教育を充実させる。また、防衛・安全保障に関する教育研究の中心拠点としての成果を発信する。さらに教育内容をグローバル化、国際化に対応させ、外国語教育を強化するほか、外国士官学校との交流を強化する。女子学生に配慮した訓練管理の実施など、訓練の充実・改善を図る。

さらに防衛医科大学第1学年に対し、リーダーシップ教育として防衛大学校において約1か月間教育を行うほか、類似分野を研究している両校の研究者の協働についても更なる深化を図る。

### (5) 防衛大学校の運営、態勢などの改革

防衛大学校の教務・訓練などの部内を横断する機能を強化するほか、教授などの任期付採用や客員教授の任用拡大を行う。また、一般の大学生との公平の観点から、任官辞退者からの償還制度を導入するとともに、学位審査手数料を学生の負担とするほか、入学試験の手数料徴収を検討する。

COLUMN

## 防衛大学校について

防衛大学校は、幹部自衛官の養成を目的として設置され、一般の大学と同様の理系および文系の教育に加えて独自の防衛学および訓練を行う「本科」と、修士課程および博士課程の大学院に相当する「研究科」が設置されている。

本科においては、将来の国防を担う若者として、「広い視野を開き」、「科学的思考力を養い」、「豊かな人間性を培う」ことを目指し、知・徳・体の均衡のとれた人材の育成に努めている。本科学生は、全員が朝から夜まで勉強や訓練および校友会（クラブ）活動に励み、切磋琢磨しつつ、規律正しい集団生活を送る。

防衛大学校は、52（昭和27）年に保安大学校として神奈川県横須賀市に開校し、54（同29）年に保安庁から防衛庁に移行する際、現在の「防衛大学校」に改称された。

わが国を取り巻く安全保障上の情勢は、防衛大学校創設当時と大きく変化したが、創設当時からの教育理念や学生の自主自律を尊重する伝統は変わっていない。21世紀にますます重要となる国防と東日本大震災に見られるような災害への対処、そして国際協力活動に立ち向かう指揮官に必要な勉強と訓練を行い、各国士官学校との交流を拡充して、グローバル化時代に国民の期待に応えられる人材の育成に努めている。



## 5 日々の教育訓練

自衛隊は、わが国の防衛をはじめとする各種任務を遂行するため、指揮官をはじめとする各隊員の高い能力・知識・技能や部隊の高い技量の維持が必要である。そして、いかなる場面でも実力をいかに発揮できる態勢にあることが求められている。これは、各種事態における自衛隊の迅速・的確な対処を可能とすると同時に、わが国への侵略を意図する国に対し、それを思いとどまらせる抑止力としての機能を果たしている。

教育訓練は、このような人的な面で自衛隊の任務遂行能力を強化するためにきわめて重要である。このため、自衛隊は種々の制約の中、事故防止などの安全確保に細心の注意を払いつつ、隊員の教育や部隊の訓練などを行い、精強な隊員や部隊を作り上げるとともに、即応態勢の維持・向上に努めている<sup>1</sup>。

### 1 自衛官の教育

#### (1) 教育の現状

部隊を構成する自衛官個々の能力を高めることは、部隊の任務遂行に不可欠である。このため、自衛隊の学校や教育部隊などで、階級や職務に応じて段階的かつ体系的な教育を行い、必要な資質を養うと同時に、知識・技能を修得させている。

たとえば、航空機の操縦士や航空管制官などは資格取得までに長い期間にわたる教育訓練を要する。さらに、これらの教育には特殊な技能を持つ教官、装備品や教育施設を整備する必要もあるなど、防衛省・自衛隊として非常に大きな人的・時間的・経済的努力が必要となっている。また、専門の知識・技能をさらに高める必要がある場合や、自衛隊内で修得するのが困難な場合などには、海外留学を含め、部外教育機関<sup>2</sup>、国内企業、研究所などに教育を委託している。

参照 資料77 (P530)

#### (2) 統合教育

統合運用体制をより充実させるためには、統合運用に関する知識・技能が不可欠であり、統合教育はきわめて重要である。そこで自衛隊は、各自衛隊の幹部学校<sup>3</sup>などにおける統合教育を充実<sup>4</sup>させたほか、上級部隊指揮官または上級幕僚となる幹部自衛官が統合教育を受ける統合幕僚学校<sup>5</sup>を主体とする統合教育体系を形成している。



統合高級課程



陸・海・空3指揮幕僚課程の統合教育

1 自衛隊の教育訓練の細部については、各自衛隊のホームページに掲載  
陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsd/>>、海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/>>、航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/>>  
2 平成23年度の部外教育機関は、国内では東京工業大学、早稲田大学、海外では米国国防大学、ミシガン大学など。  
3 各自衛隊の幹部自衛官などに対する、安全保障や防衛戦略などの教育を行う各自衛隊の機関  
4 各自衛隊の幹部学校では、統合教育の必要性を明確にして教育内容を見直したほか、統合幕僚学校との連携を強化するなど効果的な統合教育の実現を図った。  
5 統合幕僚監部に附置される学校で、幹部自衛官に対し統合運用に関する教育を行っている。



### (3) 時代に適合した教育

自衛隊の国際的な活動の機会や諸外国とのかかわりは、ますます増大している。このため、前述の教育に加え、英語、ロシア語、中国語、韓国語、アラビア語などの外国語教育を行うとともに、相互理解を目的に留学生を受け入れている。また、国際平和協力活動を迅速かつ継続的に行えるよう、陸上自衛隊国際活動教育隊において、派遣要員への専門的技能の教育を行っている。

参照 資料78 (P531)

## 2 自衛隊の訓練

### (1) 各自衛隊の訓練

各自衛隊の部隊などで行う訓練は、隊員それぞれの職務に必要な技量の向上を目的とした隊員個々の訓練と、部隊の組織的な行動の練成を目的とした部隊の訓練とに大別される。隊員個々の訓練は、職種などの専門性や隊員の能力に応じて個別的、段階的に行われる。部隊の訓練は、小部隊から大部隊へと訓練を積み重ねながら、部隊間での連携などの大規模な総合訓練も行っている。

参照 資料79 (P532)

また、このようなわが国の防衛のための訓練に加え、国際平和協力活動や大規模災害への対応など、近年の自衛隊の任務の多様化に対応した訓練の充実にも努めている。

### (2) 統合訓練

わが国への武力攻撃などが発生した場合に、自衛隊が、その能力を最大限に発揮するためには、平素から陸上・海上・航空自衛隊（陸・海・空自）の統合訓練を行うことが重要である。このため自衛隊は、従来から二以上の自衛隊が協同する統合訓練を行ってきたが、統合運用体制



海自護衛艦による射撃訓練

への移行後は、それをさらに充実・強化している。<sup>6</sup>

### (3) 教育訓練の制約と対応

自衛隊の訓練は、可能な限り実戦に近い環境において行うよう努めている。そのためさまざまな施設・設備<sup>7</sup>を有しているが、制約も多い。特に、訓練を行う演習場や空域・海域、射場などが、必ずしも十分な広さとはいえないこと、地域的に偏っていること、使用できる時期や時間に制限があるといった制約<sup>8</sup>は、装備の近代化などにもとまない、訓練にますます大きな影響を及ぼす傾向にある。また、実戦的な訓練の一つとして実施する電子戦<sup>9</sup>環境下での訓練についても、電波干渉の防止の観点から制約がある。

こうした制約に対応するため、各自衛隊は限られた国内演習場などを最大限に活用しているほか、国内では得られない訓練環境を確保できる米国およびその周辺海空域において実射訓練や日米共同訓練を行い、より実戦的な訓練を行うよう努めている。

参照 資料80 (P533)

6 わが国への直接の脅威を防止・排除するための演習である自衛隊統合演習、日米共同統合演習、弾道ミサイル対処訓練などのほか、国際平和協力活動などを想定した国際平和協力演習、捕虜などの取扱いについて演練する統合国際人道業務訓練などがある。

7 たとえば、陸上自衛隊では、連隊・師団レベルの指揮・幕僚活動を演練するための指揮所訓練センター、中隊レベルなどの訓練を行うための富士訓練センターや市街地訓練場などである。

8 たとえば、戦車、対戦車ヘリコプター、ミサイル、長射程の火砲、地对空誘導弾（改良ホークやペトリオット）、地对艦誘導弾、魚雷などの射撃・発射訓練については、国内の射場が限られていたり、射程が長い国内では射撃ができないものがある。また、広大な訓練場を要する大部隊の演習、比較的浅い海域で行う掃海訓練や潜水艦救難訓練、早朝や夜間の飛行訓練などにも、さまざまな制約がある。

9 敵の電磁波を探知し、これを逆用し、あるいはその使用効果を低下させ、または無効にするとともに、味方の電磁波の利用を確保する活動のこと。

### 3 安全管理への取組と課題

自衛隊の任務がわが国の防衛であることなどから、訓練や行動に危険がともなうことは避けられない。しかし、国民の生命や財産に被害を与えたり、隊員の生命を失うことなどにつながる各種の事故は、絶対に避けなければならない。

安全管理は、不断の見直し、改善が不可欠であり、防衛省・自衛隊が一丸となって取り組むべき重要な課題である。防衛省・自衛隊では、今後も平素からの艦艇・航空機の運航や射撃訓練時など日頃の訓練の際にも安全確保

に最大限留意するとともに、海難防止や救難のための装備、航空保安無線施設の整備なども進めていくこととしている。

また、08（平成20）年2月に生じた護衛艦「あたご」と漁船「清徳丸」の衝突事故<sup>せいとく</sup>から得た教訓を踏まえ、国民の生命・財産を守るべき自衛隊が、二度と同様の事故を起こすことのないよう再発防止<sup>10</sup>に努めている。



米陸軍演習場における射撃訓練



PAC-3射撃訓練

### 6 隊員の処遇と人事施策など

自衛隊が対応すべき事態は、昼夜の別なく起こるものである。特に自衛官の職務は、各種の作戦を行うための航空機への搭乗、長期間にわたる艦艇や潜水艦での勤務、落下傘での降下など厳しい側面がある。このため、防衛省・自衛隊は、隊員が誇りを持ち、安心して職務に専念できるよう、職務の特殊性を考慮した俸給と諸手当の支給、医療や福利厚生などの充実を図っている。なお、東

日本大震災での災害派遣については、従来の災害派遣活動などよりも厳しい状況での活動であったことから、新防衛大綱にもあるように、過酷または危険な任務の遂行に対し適切な処遇が確保されるよう、災害派遣等手当などの支給額の大幅な増額や支給範囲の拡大などの充実を図った。

（図表Ⅲ-4-1-5参照）

10 09（平成21）年5月、海上幕僚副長を委員長とする海上自衛隊艦船事故調査委員会がとりまとめた再発防止策は次のとおりである。

- ① 見張りおよび報告・通報態勢の強化
- ② 運航安全にかかるチームワークの強化
- ③ 運航関係者の能力向上による運航態勢の強化
- ④ 隊司令による指導の徹底

そのほか、自動操舵装置の使用に関する措置要領の策定、簡易型艦橋音響等記録装置などの整備、報告・通報の適正化といった再発防止策を継続している。

図表Ⅲ-4-1-5 主な人事施策

項目	防衛省・自衛隊の施策	関連する政府の動きなど
公務員制度改革に関連した検討	○能力・実績主義、内閣による幹部人事の一元管理および再就職等規制につき、一般職に準じた措置を自衛隊員に適用することなどを含む、国家公務員法等一部改正法案を国会へ提出	公務員制度改革基本法(08(平成20)年)(注1) 国家公務員法等の一部を改正する法律案(11(同23)年6月、国会へ提出)(注2)
男女共同参画の取組	○01(平成13)年、防衛庁副長官(当時)を本部長とする「防衛庁男女共同参画推進本部」を設置し、これまでに各種の施策を実施 ○06(平成18)年、同本部において「防衛庁における男女共同参画に係る基本計画」を策定するなど、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、女性職員の配置状況などに留意した施設の整備や艦船などの設備の整備などを推進 ○11(同23)年3月、「防衛省における男女共同参画に係る基本計画(平成23年～平成27年度)」を策定し、女性職員の採用・登用の拡大、職業生活と家庭生活の両立支援、男性職員、女性職員ともに働きやすい勤務環境の整備などを推進	男女共同参画社会基本法(99(平成11)年)(注3)
次世代育成支援対策の推進	○04(平成16)年「防衛庁次世代育成支援対策推進委員会」を設置 ○05(平成17)年「防衛庁特定事業主行動計画」を策定(特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進および庁舎内の託児施設の設置などへの取組) ○10(平成22)年「防衛省特定事業主行動計画(平成22年度～平成26年度)」を策定(特に、男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進などへの取組)	次世代育成支援対策推進法(03(平成15)年)(注4)
メンタルヘルスにかかわる取組	○03(平成15)年、「防衛庁自殺事故防止対策本部」を設置し、自殺防止施策の検討、自殺予防参考資料の各駐屯地などへの配布などを実施 ○カウンセリング態勢の充実や教育用ビデオの作成・普及を通じた、隊員の意識の啓発 注：下線は防衛省所管の法律。 ○メンタルヘルスに関連した課題として、心的外傷後ストレス障害(PTSD: Post-Traumatic Stress Disorder)、惨事ストレスに関する取組を検討	
准尉や曹の自衛官の活性化の取組	○陸上・海上・航空自衛隊では、曹士自衛官に対する服務指導などに関する新たな役割を准尉や曹の自衛官に付与。たとえば、海自においては03(平成15)年4月から前任伍長制度を、空自においては08(平成20)年4月から准曹士前任制度を導入しているほか、陸自においても同年から上級曹長制度の試行を開始	
防衛力の人的側面(マンパワー)についての抜本的改革	○06(平成18)年9月、防衛庁長官(当時)を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置し、 07(平成19)年6月に「募集に関する事項」、「在職期間中における事項」、「援護・退職後の措置に関する事項」および「その他の事項」についての報告書を作成(注5) ○10(平成22)年1月、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての総合的施策検討・実施委員会」を設置	

(注1) <[http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou\\_honbun.pdf](http://www.gyokaku.go.jp/siryoku/koumuin/080613kihonhou_honbun.pdf)>参照。

(注2) <<http://www.gyokaku.go.jp/koumuin/dai4/index.html>>参照。

(注3) <<http://www.gender.go.jp/9906kihonhou.html>>参照。

(注4) <<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/suisin.html>>参照。  
上記表において、「防衛庁」と記載したものは当時。

(注5) 07(平成19)年1月、防衛副大臣を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的施策検討・実施委員会」を設置して、報告書の着実な実施を図った。

## 1 人的基盤に関する改革など

防衛省では、人的基盤の重要性を認識し、新しい時代に向けてさまざまな施策を推進している。

新防衛大綱および新中期防においては、人事制度の抜本的な見直しを図り、人件費の抑制・効率化とともに、若年化による精強性の向上などを推進し、人件費の比率が高く、自衛隊の活動経費を圧迫している防衛予算の構造改革を図ることとし、人的資源の効果的活用について各種の方向性が示された。これらの方向性および公務員制度改革の議論などを踏まえ、自衛隊の人的基盤について総合的な施策の検討および実施を図るため、同月、防衛省は、防衛副大臣を長とする「人的基盤に関する改革委員会」を設置するとともに、防衛力の実効性向上のための構造的な改革を推進するため、防衛大臣指示により、「防衛力の実効性向上のための構造改革推進委員会」を設置した。

現在、省内においては、これらの委員会が相互に連携をしつつ、自衛隊の精強性を向上させるため、防衛力の人的側面に関する従来の検討<sup>1</sup>を発展させ、自衛官の階級別定数などを管理し、「士」の増勢など各自衛隊の特性に応じた階級・年齢構成の見直し、新たな任用制度、幹部・准曹・士の各階層の活性化のための施策、早期退職制度および募集・再就職援護に関する諸施策などについての検討を行っている。

参照 Ⅱ部3章2節(P195)

## 2 女性自衛官の一層の活用など

わが国の平和と国民の安全を確保することを目的とする防衛省・自衛隊の活動は、国民の広範な支持に基づくものでなくてはならない。そのような支持のもと、防衛省・自衛隊は、男性のみならず、女性にも広く門戸を開放し、任務を遂行している。女性自衛官については、母

性の保護、プライバシーの確保などの制約により、一部の配置には制限があるものの、さまざまな業務を行っており、各幕僚監部や司令部などの自衛隊の中核においても、活躍の場が拡大してきている。

防衛省としては、引き続き、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るため、11(同23)年3月、「防衛省における男女共同参画に係る基本計画(平成23年～平成27年度)」<sup>2</sup>を策定した。同計画においては、女性自衛官が途中で退職することなく、仕事と家庭生活が両立でき、さらに活躍の場が広がるようなさまざまな施策を検討・実施することとしている。その具体例として、防衛大学校における訓練補導要領の見直し、意欲と能力を有する女性自衛官の計画立案業務への積極的な参画、将来における国連などの海外勤務も念頭においた国際平和協力活動への女性自衛官の更なる活用、育児休業代替要員制度の積極的な運用、目標となるロールモデルの発掘・紹介、各種の機会を捉えた意識啓発の実施などである。

今後とも、国民が求める防衛省・自衛隊の諸活動において、女性自衛官をより一層活用するため、これらの施策をはじめ考えつく限りの取組を粘り強く重層的に行っていく。

## 3 隊員の子育て支援への取組

わが国における少子化の進行を踏まえ、次代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、かつ育成される社会の形成に資するため、03(平成15)年、「次世代育成支援対策推進法」が成立した。これを受け、防衛庁(当時)でも、04(同16)年、防衛庁次世代育成支援対策推進委員会を設置し、05(同17)年、同年4月1日から10(同22)年3月31日までを計画期間とする「防衛庁特定事業主行動計画」を策定した。

10(同22)年3月には、同計画が終了することにと

<sup>1</sup> 06(平成18)年9月に、安全保障環境および自衛隊の役割の変化、少子化・高学歴化をはじめとする社会構造の変化などを踏まえ、防衛力の人的側面については幅広く検討すべく、防衛庁長官(当時)を委員長とする「防衛力の人的側面についての抜本的改革に関する検討会」を設置、07(同19)年6月には検討結果をとりまとめ、報告書を作成した。

報告書については<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/index.html>>参照

<sup>2</sup> 同計画においては、女性自衛官のみならず、女性事務官などについても同様に採用・登用の拡大を図るとともに、男性職員の育児・介護にかかる施策なども検討することとしている。

男女共同参画への取組については<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/gender/index.html>>参照

ない、同年4月1日から15（同27）年3月31日までを計画期間とする「防衛省特定事業主行動計画（平成22年度～平成26年度）」<sup>3</sup>を策定し、特に男性職員の育児休業や特別休暇の取得促進などに取り組んでいる。

#### 4 規律の維持

実力組織である防衛省・自衛隊は、社会全般と比較しても、より厳格な規律の維持が求められている。そうした規律の維持こそが国民からの信頼を確立するための拠り所である。国民からの信頼を得ることなくして、わが国の平和と安全を守るという崇高な任務を遂行することはできない。

しかしながら、ひとたび不祥事が起これば、長年にわたり努力し、積み上げてきた信頼は、一瞬にして損なわれ、回復には長い時間と努力が必要となる。そのため、防衛省・自衛隊では、日頃から隊員に対して、幹部隊員が率先垂範しながら、法令などのさまざまな規則の遵守とその意識の高揚に務め、組織風土としての定着を図り、規律の維持の徹底を期している。

例えば、部隊などにおいては、平素から規則遵守の教育を実施するとともに、国民からの信頼を失いかねない不祥事案が起きた場合は、法令を再確認し、速やかに再発防止のための教育を行っている。また、各部隊などの指揮官は、上司と部下、隊員同士のコミュニケーションの強化を図るとともに、隊員の人間関係、言動に常に注意を払い、隊員の身上（心情）把握に努め、適時適切な相談・指導を実施することで、問題の未然防止を心掛けている。さらに、隊員一人ひとりに自発的な規則遵守意識を浸透させるとともに、部下の指導に活用できる各種資料を作成し、広く配布することで、隊員としての任務と使命を再認識させている。

なお、防衛省・自衛隊においては、近年の全国的な違反態様別の発生傾向を踏まえ、集中的な指導や教育を一体的に実施する期間を設けており、その主なものとして、

「薬物乱用防止月間」、「自衛隊員等倫理週間」などがある。

#### (1) 薬物事案への取組

05（平成17）年、自衛隊において隊員の違法薬物使用事案が続発した。これを重く受け止めた防衛庁（当時）は、防衛庁副長官（当時）を議長とする「薬物問題対策検討会議」を設置して問題点と再発防止策<sup>4</sup>をとりまとめ、この防止策を着実に実施していくこととした。

こうした取組にもかかわらず、その後も薬物にかかわる法令に違反した事案が継続して発生しており、平成22年度には3名の隊員が逮捕された。防衛省・自衛隊においては、平成18年度より、毎年6月を薬物乱用防止月間とし、全国の部隊などで啓発活動などを実施しているほか、近年の薬物事案の発生が若年の隊員によるものがほとんどであるという傾向を踏まえ、昨年度より、若年隊員を重点とした、1) 教育の徹底、2) 営舎内点検の強化、3) 効果的な薬物検査体制の構築に取り組んでおり、前述の再発防止策とあわせて薬物犯罪の再発防止、根絶を図っている。

#### (2) 自衛隊員倫理法等違反行為の防止

00（同12）年4月から施行された自衛隊員倫理法・倫理規定は、かつて公務員不祥事が相次いで発生し、厳しい社会的批判を招いたことを背景に、公務に対する国民の信頼を確保することを目的として、利害関係者の範囲を明確に定め、隊員が利害関係者から贈与や接待を受けることなど、国民の疑惑や不信を招くような行為の禁止などを規定している。

防衛省・自衛隊においては、平成17年度より毎年1月末に倫理週間を設定し、全隊員に対する教育を実施するとともに、広報や啓発活動を通じて、倫理意識の周知と浸透を図っている。しかしながら、一部の隊員による倫理法等違反行為が未だに生起しており、平成22年度には10名の隊員に対して懲戒処分等を実施した。

<sup>3</sup> 次世代育成支援対策の推進については<<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/kosodate/index.html>>参照

<sup>4</sup> 再発防止策として、①服務指導および教育の徹底、②入隊後における薬物検査（尿検査）の導入、③各種相談・通報窓口の整備などの再発防止策を速やかかつ着実に実施していくこととした。なお、入隊時の薬物使用検査は、02（平成14）年から実施している。

VOICE

解説

Q&amp;A

COLUMN

## 現場部隊先任の声

自衛隊の各部隊には、部隊指揮官から「曹士自衛官の大元締め」を担うことを命ぜられたベテランの准尉や曹（先任准曹隊員）が1名おり、曹士自衛官の服務指導や、部隊規律の維持、士気の高揚、隊内の融和団結などについての役割を担っています。ときには厳しい指導を行い、ときには若い隊員の相談役ともなる、頼もしい存在です。

ここでは、現場部隊の先任准曹隊員の経験談や抱負を紹介します。

### 陸上自衛隊 第1空挺団第2普通科大隊 最先任上級曹長 准陸尉 ひこた しんいち 彦田 眞一

我が第2普通科大隊には女性自衛官がないため、大隊長の統率方針は「打てば響く男部隊の育成」である。「打てば響く」とは、命ぜられたら早く、確実に、徹底して行くことをいい、「男部隊」とは、はつらつきさそう 洗刺颯爽、信義に厚く、任務を意気に感ずる「男」の集団を意味します。この統率方針を具現化すべく、常に隊員に範を示し、「責任」と「愛情」をもって「打てば響く」組織の礎となる隊員に育て上げることこそ、諸先輩が築き上げた歴史と伝統ある「男部隊」の最先任上級曹長たる私に課せられた任務だと考えます。

それが、いかなる任務をも完遂できる強い部隊創りの一助になると信じ、日夜隊員育成に明け暮れています。



### 海上自衛隊 システム通信隊群先任伍長 海曹長 このま えみこ 木間 恵美子

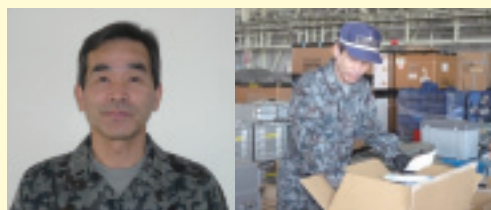
システム通信隊群では、各部隊の先任伍長との連携を図り、直接海曹士の服務指導にあたる先任伍長を支援するため、先任伍長専用WEB掲示板を立ち上げました。このWEBを活用して服務指導上の問題点などを共有し、問題解決のために意見交換を行っています。また、機会を捉えて各部隊へ赴き、時に父親、時に母親として若い隊員の話聞いています。ICTをInformation Communication Technology提供する部隊として、海上自衛隊を影から支え、決して表に出ることなく黙々と任務を遂行する愛すべき隊員たちを母親のような優しさで接する一方で、父親のような厳しさと寛容さをもって指導しています。



### 航空自衛隊 第4航空団 准曹士先任 准空尉 こがわら みちお 小河原 道夫

東日本震災による津波で、私の所属する松島基地は甚大な被害を受け基地機能を失いました。基地の曹士隊員を鼓舞しながら必死で復旧作業に取り組んだ結果、発災の4日後には救援物資の空輸の受入が可能となり、被災地全体の復興に役立つことができました。航空自衛隊員としての「誇り」です。また、全国の隊員からの応援メッセージは、私達の心の支えとなり、航空自衛隊員の「絆」を痛感しながら昼夜を問わず復旧作業に取り組むことができました。

今回の復旧作業で感じた、航空自衛隊員としての「誇り」と「絆」は、任務遂行の原動力です。この経験を若い隊員に伝えていきたいと思います。



## 5 自衛隊員の自殺防止への取組

わが国では、98（平成10）年に年間自殺者数が3万人を超え、その後も高い水準で推移しており、深刻な社会問題になっている。自衛隊においても、自衛官の自殺者数は、平成16年度に94名と過去最多となったが、平成20年度は76名、平成21年度は80名、平成22年度は77名となっている。

自衛隊員の自殺は、隊員本人や残された御家族にとって不幸なことであると同時に、防衛省・自衛隊としても誠に悲しいことであり、有為な隊員を失うことはきわめて残念なことである。防衛省としては、03（同15）年7月、防衛庁長官政務官（当時）を本部長とする防衛庁自殺事故防止対策本部（当時）を設置し、自殺防止のため次のような施策を継続して行っている。

- ①カウンセリング態勢の拡充（部内相談員、部内外カウンセラー、メンタルヘルス担当幹部、24時間受付の電話相談窓口）<sup>5</sup>
- ②指揮官が部下隊員の不調に気づくことができるようになるための教育や、一般隊員へのメンタルヘルスに関する教育などの啓発教育の強化
- ③春、夏の異動時期に合わせてメンタルヘルス強化期間を設置し、異動など環境の変化をとまなう部下隊員に対する心情把握の徹底や、各種参考資料の配付、講演会の実施など

## 6 殉職隊員への追悼など

50（昭和25）年に警察予備隊が創設され、保安隊・警備隊を経て今日の自衛隊に至るまで、自衛隊員は、国民の期待と信頼に応えるべく日夜精励し、旺盛な責任感をもって、危険を顧みず、わが国の平和と独立を守る崇高な任務の完遂に努めてきた。その中で、任務の遂行中に、不幸にしてその職に殉じた隊員は1,800名を超えている。

防衛省・自衛隊では、殉職隊員が所属した自衛隊の各部隊において、殉職隊員への哀悼の意を表すため、葬送式を実施するとともに、殉職隊員の功績を永久に顕彰し、深甚なる敬意と哀悼の意を捧げるため、さまざまな形で追悼を行い、御遺族に対応している<sup>6</sup>。



平成22年度自衛隊殉職者追悼式の様子

## 7 隊員の退職・再就職など

### 1 隊員の退職と再就職のための取組

自衛隊は、精強さを保つため、先に説明した若年定年制および任期制という制度を採用している。このため多くの自衛官は、一般職の国家公務員と異なり、50歳代半

ば（若年定年制自衛官）または20歳代（大半の任期制自衛官）で退職することとなり、その多くは退職後の生活基盤の確保のために再就職が必要である。

このため、これらの自衛官に対して再就職の支援を行うことは、雇用主たる国（防衛省）の責務であり、自衛官

<sup>5</sup> <<http://www.mod.go.jp/j/approach/others/jinji/mentalhealth/index.html>>参照

<sup>6</sup> 自衛隊殉職者慰霊碑は、62（昭和37）年に建てられ、その後、風化による老朽化が進んだことから、80（同55）年に立て替えられた。その後、防衛庁本庁庁舎（当時）の市ヶ谷移転に伴い、98（平成10）年、自衛隊員殉職者慰霊碑や市ヶ谷に点在していた記念碑などを慰霊碑地区東方に移設し、「メモリアルゾーン」として現在の形に整理された。メモリアルゾーンでは毎年、自衛隊殉職隊員追悼式を行っている。この式は、殉職隊員の御遺族をはじめ、内閣総理大臣と防衛大臣以下の防衛省・自衛隊高級幹部のほか、歴代の防衛庁長官などが参列して営まれている。また、メモリアルゾーンにある自衛隊殉職者慰霊碑には、殉職した隊員の氏名などを記した銘板が納められている。この慰霊碑には、国防大臣などの外国要人が防衛省を訪問した際、献花が行われ、殉職隊員に対して敬意と哀悼の意が表されている。このほか、自衛隊の各駐屯地および基地において、それぞれ追悼式などを行っている。

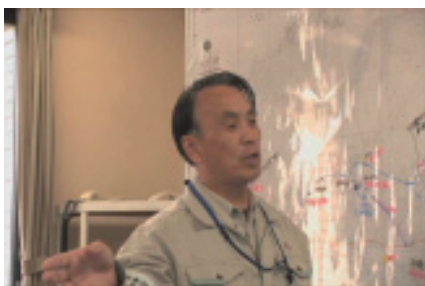
の将来への不安を解消し、在職中は安心して職務に精励できるようにするとともに、その士気を高め、優秀な人材を確保するためにも、きわめて重要であると認識しており、再就職に有効な職業訓練などの就職援護施策を行っている<sup>1</sup>。

また、防衛省には自ら職業紹介を行う権限がないため、財団法人自衛隊援護協会が、厚生労働大臣と国土交通大臣の許可を得て、退職自衛官に対する無料職業紹介事業を行っている。今後も厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、退職自衛官の雇用を確保するためには、就職援護施策のさらなる充実・強化が必要となっている。

10（同22）年12月に策定された新防衛大綱および新中期防においても、退職自衛官を社会で有効活用するための措置を着実に行いつつ、公的部門での受入れを含む再就職援護に関する施策を推進することとされている。

参照 Ⅱ部2章3節（P177）

退職自衛官は、その一人ひとりが広範な職種・職域にわたる職務遂行と教育訓練によって培われた優れた企画力・指導力・実行力・協調性・責任感などを有している。また、職務を通じ、あるいは職業訓練などにより取得した各種の資格・免許も保有している。このため、在職時の職種・職域に関わらず、金融・保険・不動産業や建設



防災監として活躍する退職自衛官（静岡県小山町）



企業で活躍する退職自衛官（販売業）

業のほか、製造業、サービス業など幅広い分野で活躍し、雇用主から高い評価を受けている者が多い。さらに、地方公共団体の防災や危機管理の分野などにも採用され、活躍している。

具体的な事例をあげれば、在職時、戦闘部隊で勤務した任期制自衛官がリゾートホテルの営業担当として目標を達成するばかりでなく、「報告・連絡・相談」を確実に実施する点についても高く評価されている。また、生命保険会社に再就職した普通科職種の若年定年制自衛官が、規律正しさや業務の期日・期限を厳守する姿勢などを高く評価されている。

このように再就職の支援は、退職自衛官の持つ高い能力を社会に還元する効果も有している。（図表Ⅲ-4-1-6参照）

図表Ⅲ-4-1-6 就職援護のための主な施策

区 分	内 容
職 業 適 性 検 査	適性に応じた進路指導などを行うための検査
技 能 訓 練	退職後、社会において通用する技能を付与（大型自動車、大型特殊自動車、情報処理技術、クレーン、自動車整備、ボイラー、介護（ホームヘルパー）など）
防 災 ・ 危 機 管 理 教 育	防災行政のしくみおよび国民保護計画などの専門知識を付与
通 信 教 育	定年退職および任期満了退職予定の自衛官に対し公的資格を取得し得る能力を付与（社会保険労務士、衛生管理者、宅地建物取引主任など）
業 務 管 理 教 育	定年退職予定の自衛官に対し社会への適応性を啓発するとともに、再就職および退職後の生活の安定を図るために必要な知識を付与
就 職 補 導 教 育	任期満了退職予定の自衛官に対し、職業選択の知識および再就職に当たっての心構えを付与

<sup>1</sup> 各自衛隊の就職援護については、  
陸上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/gsd/retire/>>、  
海上自衛隊<<http://www.mod.go.jp/msdf/formal/engo/engotop.html>>、  
航空自衛隊<<http://www.mod.go.jp/asdf/engo/index.html>>参照



COLUMN

## 地方公共団体の防災関係部局で活躍する退職自衛官

自衛隊は、各種の災害に迅速かつ的確に対応するため、災害派遣計画を策定し日頃から各種防災訓練を行っていることから、自衛官の中には防災・危機管理に関し、高い能力を持っている者が多い。また、退職後その能力を活かして地方公共団体の防災関係部局で活躍している者も少なくない。

参照 資料34 (P 479)

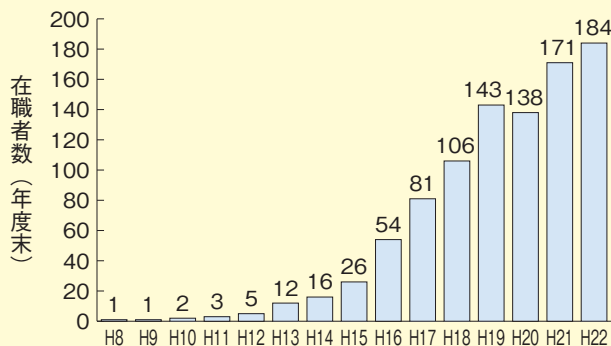
これらの自衛官が地方公共団体に再就職することにより、自衛隊との相互の連携が強化されるばかりでなく、地方公共団体側にとっても、防災をはじめとするいわゆる危機管理への対処能力の向上に繋がるものと考えられる。

このため、防衛省においては、退職自衛官が地方公共団体において役に立つ「即戦力」となるよう、防災行政の仕組みや災害時における地方行政上の具体的な知識の付与などを目的とした「防災・危機管理教育」を04(平成16)年以降実施しており、これまでに383人が教育を受けている。

新防衛大綱・新中期防において、社会における退職自衛官の有効活用を図り、公的部門での受け入れを含む再就職支援を推進するとされたことから、防衛省としては、今後一層、自衛官の持つ能力を積極的に広報することにより、地方公共団体で活躍する退職自衛官を更に増やしていきたいと考えている。



「防災・危機管理教育」図上演習



防災関係部局への自衛官の再就職状況 (平成8年度以降)

## 2 隊員の離職後の再就職についての規制

自衛隊員の再就職などについては、公務の公正性の確保などの観点から、規制が設けられている。従来までの規制については、自衛隊員が離職後2年間に、その離職前5年間に防衛省と契約関係にある営利企業に就職する場合は、防衛大臣などの承認<sup>2</sup>が必要となっており、10(同22)年、防衛大臣が自衛隊員の営利企業への就職を個別に承認したのは81件(81名)であった。

11(平成23)年の第177回国会に提出された国家公務員法等の一部を改正する法律案において、一般職国家公務員に準じた再就職等に関する規制(他の隊員についての依頼等(再就職あっせん)の規制、在職中の求職(自己求職活動)の規制、再就職者による依頼等(働きかけ)の規制)を導入する旨の自衛隊法の一部改正を盛り込んだ。

## 3 再任用制度

再任用制度は、定年後においても引き続き隊員として働く意欲と能力のある者を改めて採用する制度である。本制度により、高齢だが有為な人材の積極的活用や雇用と年金との連携を図ることができる。防衛省・自衛隊は、この制度に基づき、11(平成23)年3月末現在620名を再任用している。また、一般の公務員より早く定年を迎える自衛官が安心して職務に専念する環境を醸成すると観点から、自衛官の再任用制度について、従来は1年以内であった任期を、60歳前においては3年以内の任期を可能とするよう、制度を改正した。

(図表Ⅲ-4-1-7参照)

図表Ⅲ-4-1-7 再任用制度の概要

区分	事務官など	自衛官
基本的考え方	○現行の定年年齢を維持した上で、60歳代前半に公務内で働く意欲と能力ある職員を再任用	○現行の定年年齢を維持した上で、退職後も自衛官として働く意欲と能力のある者を、大臣が定める業務を行うポストに引き続き再任用
任用形態	○フルタイム勤務 ○短時間勤務	○フルタイム勤務に限定
任期	○1年以内、更新可能	○1年以内(60歳前は3年以内)、更新可能 ○出勤などの際は、一定の期間(1年~6か月)延長可能
任用上限年齢	○65歳(平成13年度から平成15年度においては61歳、以後、3年ごとに1年ずつ段階的に引き上げ)	
給与	○職務の級または階級ごとに単一の俸給月額が支給されるほか、通勤手当などの諸手当が支給	

<sup>2</sup> 自衛隊法第62条(私企業からの隔離)に規定